

税の申告はお早めに

2/16(月)～3/16(月)

税理士会が行う所得税還付申告は3月3日(火)から受付

住民税

区から住民税の申告書を2月12日(木)に発送します(受付は2月16日(月)～)。
別表(5面)の特別区民税・都民税申告受付場所で申告してください。

申告の必要な方

平成27年1月1日現在、区内在住で、前年中(平成26年1月～12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方
「申告に必要なもの」
①収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書等) ②社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書等 ③生命保険料・地震保険料等の控除証明書④身体障害者手帳等 ⑤医療費の領収書等⑥印鑑

⑦所得税の確定申告をする方
「申告の必要のない方」
①所得税の確定申告をしない方
②収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書等) ③社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書等 ④生命保険料・地震保険料等の控除証明書⑤身体障害者手帳等 ⑥医療費の領収書等⑦印鑑

あなたの申告は?

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
① 収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です※1	不要です(医療費等の控除税場の追加をする必要がなく、税金が還付されます)
② 給与収入が2,000万円を超えている	必要です(所得税で確定申告された方は不要です)	必要です(還付を受ける場合は申告することができます)
③ 給与以外の所得が20万円を超えている		
④ 給与を2か所以上から受けている		
⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない)	必要です	必要です
⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下	不要です※2	不要です(源泉徴収されている方は、税金が還付されます)
⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要です※2	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です※2	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です※3	不要です
⑪ 昨年の収入なし	不要です	不要です

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

○勤務先から給与支払報告書が提出されている方
○公的年金収入のみで医療費等の控除の追加のない方など
※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の基礎資料となるため、申告が必要な場合があります。

平成27年度住民税の主な改正点

「住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充」
住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を4年間(平成26年1月1日～平成29年12月31日)延長し、さらにその期間のうち、平成26年4月1日～平成29年12月31日までに居住を開始された方で、住宅取得に係る消費税等の税率が8%または10%の場合は、控除限度額が136,500円に拡充されます。

住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充

居住年月日	改正後	
	平成26年1/1～平成26年3/31	平成26年4/1～平成29年12/31(※)
～平成25年12/31	所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)

※平成26年4/1から平成29年12/31までの控除限度額は、住宅取得に係る消費税等の税率が8%または10%の場合に限られ、それ以外の場合における控除限度額は、改正前と同様です。

「上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る10%軽減税率の廃止」
上場株式等の配当・譲渡所得は、平成25年12月31日までは10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていましたが、同日をもって廃止となり、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

所得税

税務署での申告は2月16日(月)～3月16日(月)

「所得税および復興特別所得税の確定申告」とは
毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続です。

「確定申告が必要な方」
○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

○給与の収入金額が2千万円を超える方
○2か所以上から給与を受けている方
○給与収入があり、給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
国税庁ホームページで申告書の作成が手軽に
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、税額等が自動計算され、計算誤りのない申告書を作成できます。国税庁ホームページでは他にも税務手続に関する申請・届出様式を掲載しています。
HP <http://www.nta.go.jp>

上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る10%軽減税率の廃止

区分	平成21年1/1～平成25年12/31	平成26年1/1～
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)
上記以外	20%(所得税15%、住民税5%)	

個人住民税は特別徴収で

地方税法上、給与所得者は原則として特別徴収の方法により住民税を徴収することと明記されています。東京都では、法令順守を基本にオール東京で特別徴収を推進しています。

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信や郵便等による送付または税務署の時間外文書受箱への投かんにより提出ができます。
「電戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方の提出先」
江東東税務署(電戸2-17-8)
江東東税務署(大島2-16-12)
江東東税務署(北砂2-16-12)
江東東税務署(東砂2-16-12)
江東東税務署(南砂2-16-12)
江東東税務署(新砂2-16-12)

復興特別所得税

平成25年～49年までの各年分については、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を、所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。なお、還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

確定申告すれば税金が戻る方
給与所得者で確定申告の必要のない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合、還付を受けるための申告(還付申告)を行います。

確定申告等の障害者控除認定書

要介護度1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行

平成26年12/31(基準日)において、次の条件に全て該当する方を対象に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日現在、要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書かわりに介護保険被保険者証を窓口で提示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳しくは区ホームページをご覧ください。

△ 次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○介護認定が要介護1～5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する※介護認定を受けていなくても常に寝たきりで排せつ等の日常生活に支障のある場合には該当します ㊦ 申請書(区ホームページから入手)、申請者の身分証明書の写し、対象者の介護保険証の写し、82円分の切手を貼った封筒に郵送先を記入したものを、〒135-8383区役所高齢者支援課高齢者相談係(区役所3階10番)へ郵送、または申請者の身分証明書および対象者の介護保険証を持参し、窓口で☎3647-4324、FAX3647-9247

により税金が還付されます。
○災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける方
○病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける方
○家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方など

公的年金を受給している方は要件を満たせば申告が不要
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(複数から受給されている場合は、その合計額)で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。
※この場合でも、還付を受けるためには、確定申告書提出する必要があります。
※復興特別所得税の記載を忘れずにお願います。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
確定申告すれば税金が戻る方
給与所得者で確定申告の必要のない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合、還付を受けるための申告(還付申告)を行います。